はかり定期検査（再検査）のご案内

「取引又は証明」に使用するはかりは、計量法第１９条第１項の規定により、２年に１回の定期検査を受ける必要があります。
このたび、今年度、正規時期の検査を受検されなかった方（事業者様）向けのフォローアップ検査（再検査）を実施しますので、同法第２１条第２項の規定により、下記のとおり公示します。
該当のある方は受検いただきますようお願いします。
この検査を受けないで、はかりを「取引又は証明」に使用することは、計量法違反行為となりますので、「取引又は証明」の用途で、はかりをご使用になる場合は、必ず検査を受けられるようにお願いします。

● **再検査日時、場所**

期　日	時　間	場　所
２０２６年 １２月１５日（火）	午前１０時から 午後２時まで	ＪＡにしみの　海津北支店 野菜集荷場 （海津市平田町今尾510）

※上記日時で受検いただく場合は、事前連絡の必要はありません。ご都合のよろしい時間帯に検査会場にお越し下さい。
※上記日時でご都合がつかない場合は、随時、計量検定所（岐阜市）へのお持ち込みによる受検も可能ですので、この場合は、事前連絡の上、お持ち込み願います。